

平成29年（措）第1号

排 除 措 置 命 令 書

川崎市高津区末長三丁目3番17号

株式会社富士通ゼネラル

同代表者 代表取締役 齋藤悦郎

東京都港区芝五丁目7番1号

日本電気株式会社

同代表者 代表取締役 新野隆

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社

同代表者 代表取締役 鎌上信也

東京都中野区中野四丁目10番1号

日本無線株式会社

同代表者 代表取締役 荒健次

東京都港区西新橋二丁目15番12号

株式会社日立国際電気

同代表者 代表執行役 佐久間嘉一郎

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）、日本電気株式会社（以下「日本電気」という。）、沖電気工業株式会社

(以下「沖電気工業」という。), 日本無線株式会社(以下「日本無線」という。)及び株式会社日立国際電気(以下「日立国際電気」という。)の5社(以下「5社」という。)は, それぞれ, 次の事項を, 取締役会において決議しなければならない。

- (1) 別紙1記載の機器(以下「特定消防救急デジタル無線機器」という。)について, 5社が, 遅くとも平成21年12月21日頃までに共同して行った, 納入予定メーカーを決定し, 納入予定メーカー以外の者は, 納入予定メーカーが納入できるように協力する旨の合意(日立国際電気にあつては遅くとも平成22年5月24日頃までに, 日本無線にあつては遅くとも同年9月15日頃までに参加したもの)が消滅していることを確認すること。
- (2) 今後, 相互の間において, 又は他の事業者と共同して, 特定消防救急デジタル無線機器について, 納入予定メーカーを決定せず, 各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- 2 5社は, それぞれ, 前項に基づいて採った措置を, 自社を除く4社に通知するとともに, 特定消防救急デジタル無線機器を発注する市町村等に通知し, かつ, 自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については, あらかじめ, 公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 5社は, 今後, それぞれ, 相互の間において, 又は他の事業者と共同して, 市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器について, 納入予定メーカーを決定してはならない。
- 4 5社は, それぞれ, 特定消防救急デジタル無線機器の納入に関する独占禁止法の遵守について, 特定消防救急デジタル無線機器の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については, 前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず, かつ, あらかじめ, 公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 5 5社は, それぞれ, 第1項, 第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

5社は、それぞれ、肩書地に本店又は本社を置き、消防救急デジタル無線機器を自ら製造し又は自社の子会社等に委託して製造させ、販売していた。

(2) 発注方法等

ア 消防救急無線は、平成20年5月13日付け総務省告示第291号により、アナログ通信方式による周波数帯の使用期限が平成28年5月31日とされたことから、全国の市町村等は、消防本部等が使用する消防救急無線をデジタル通信方式に対応するものとしなければならないこととなった。

イ 市町村等は、消防救急デジタル無線機器を、一般競争入札、指名競争入札等の方法により発注していた。その際、多重無線装置、空中線、電源装置、冷暖房装置、印刷機器等の機器のほか、据付工事、鉄塔の建設工事等の工事を含めて発注することがあった。

ウ 市町村等は、特定消防救急デジタル無線機器の発注に当たり、あらかじめ仕様書において、当該機器の規格・機能等を仕様として指定しており、通常、当該機器を発注する前に、設計会社に対して、当該機器の規格・機能等を指定する仕様書の作成を含む設計業務を発注していた。

5社は、当該仕様書において、自社が納入する消防救急デジタル無線機器の規格・機能等が仕様として指定されるよう、市町村等、設計会社等に対して営業活動を行っていた。

エ 5社は、特定消防救急デジタル無線機器を自ら落札して、当該機器を納入するほか、その代理店、工事業者等に落札させるなどして、当該代理店等を通じて消防救急デジタル無線機器を納入していた。

2 合意及び実施方法

(1) 富士通ゼネラル、日本電気及び沖電気工業の3社（以下「3社」という。）は、遅くとも平成21年12月21日頃までに、特定消防救急デジタル無線機器について、受注価格の低落防止等を図るため

ア 納入予定メーカーを決定する

イ 納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協

力する

旨合意し、3社が参加を呼び掛けたことにより、日立国際電気は遅くとも平成22年5月24日頃までに、日本無線は遅くとも同年9月15日頃までに、当該合意に参加した。

- (2) 5社は、当該合意の下に、5社の営業部課長級の者らが参加する会合を平成23年12月頃までおおむね毎月開催し、特に平成22年12月頃から平成23年12月頃には、同会合において、全国の消防本部等ごとに納入予定メーカーを記載した「ちず」と称する一覧表を作成し、特定消防救急デジタル無線機器の発注が本格化する平成24年4月頃以降は、おおむね3か月ごとに会合を開催し、前記「ちず」と称する一覧表と類似の一覧表を作成して、納入予定メーカーが納入できているか等を確認するなどして

ア 納入を希望する者（以下「納入希望者」という。）が1社のときは、その者を納入予定メーカーとする

イ 納入希望者が複数社のときは、既設の状況、営業活動の状況、発注者の意向等を勘案して、納入希望者間の話合いにより納入予定メーカーを決定する

ウ 入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しない

などにより、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようになっていた。

3 実施状況

5社は、前記2により、特定消防救急デジタル無線機器の過半を納入していた。

4 合意の消滅等

- (1) 日本電気は、平成24年5月10日以降、前記2(1)の合意に基づき納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにする行為を行っていない。
- (2) 平成26年4月7日頃、5社のうち日本電気を除く4社に対し、本件行為を指摘する文書が送付され、当該4社は、これらを契機として、同月9日以降、前記2(1)の合意に基づき納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー

が納入できるようにする行為を行っていない。このため、同日以降、前記2(1)の合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、5社は、共同して、特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、5社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが自発的なものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、5社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年2月2日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 幕 田 英 雄

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

別紙 1

消防救急デジタル無線機器（多重無線装置，空中線，電源装置，冷暖房装置，印刷機器等の機器のほか，据付工事，鉄塔の建設工事等の工事を含めて発注される場合には当該機器等を含む。）

別紙 2

番号	用語	定義
1	消防救急無線	電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の別紙2第2の2（4）で定められた審査を受けた無線局を利用した無線通信であって、消防職員が消防業務及び救急業務の活動を行うためのもの
2	消防救急デジタル無線機器	SCPC方式のデジタル通信方式（1の搬送波当たりのチャンネル数が1の方式のデジタル通信方式をいう。）により、260MHz帯の周波数帯を使用する消防救急無線のためのシステムを構成する基地局無線装置、無線回線制御装置、車載型無線装置、卓上型無線装置、携帯型無線装置、可搬型無線装置、遠隔制御装置及び管理監視制御装置
3	納入予定メーカー	発注物件を自ら落札し、又は代理店等に落札させるなどして、もって自ら製造した又は自社の子会社等に委託して製造させた消防救急デジタル無線機器（富士通ゼネラルが富士通株式会社から委託を受けて製造した消防救急デジタル無線機器を含む。）を納入すべき者